

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

職員退職手当規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日 18 規程第 10 号
一部改正 平成 20 年 4 月 18 日 20 産技総総第 29 号
一部改正 平成 30 年 11 月 30 日 30 産技総総第 617 号
一部改正 2023 年 2 月 17 日 2022 産技総総第 817 号
一部改正 2024 年 3 月 25 日 2023 産技総総第 920 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員就業規則（18 規程第 1 号。以下「職員就業規則」という。）第 42 条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）と期間の定めのない雇用契約を締結した職員（以下「職員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 この規程の規定による退職手当は、法令、その他都産技研の規程類に別段の定めがある場合又は労使協定に基づく場合を除き、その全額を通貨で直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって、支払うことができる。

2 次条から第6条までの規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(普通退職の場合の退職手当)

第4条 次条又は第6条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の習熟給月額に、その者の勤続期間に応じて別表第1(普通退職)に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(定年等退職の場合の退職手当)

第5条 東京都立産業技術研究センター職員給与規程(以下、「職員給与規程」という。)第11条2項の規定により習熟給月額を減額された後で退職した者に対する退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が職員給与規程第11条第2項の規程により減額される前日の習熟給月額(以下「減額前習熟給月額」という。)と、その者の同日までの勤続期間に応じて別表第1(定年等退職)に掲げる割合を乗じて得た額

二 退職の日におけるその者の習熟給月額(職員給与規定第 11 条第 2 項に定める「特定日習熟給」をいう。)及び職員給与規定第 15 条第 1 項に定める役職定年調整額を支給される者においてはその額との合計額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者の退職の日までの勤続期間に応じた別表第 1 (定年等退職)に掲げる割合

ロ 第 5 条第 1 項第 1 号の減額前習熟給月額に対する割合

2 次の各号に掲げる者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の習熟給月額に、その者の勤続期間に応じて別表第 1 (定年等退職)に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 その者の非違によることなく勸奨により退職した者

二 退職の日の属する会計年度末日の年齢が 58 歳以上で退職した者のうち会計年度末日の年齢が 60 歳となる年度末までに退職(成績不良又は職に必要な適格性を欠くため免職された場合を除く)した者

三 職員となった日以後病気にかかり、又は負傷した結果、退職の日の傷病の程度が地方公務員等共済組合法第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する障害の状態にあり、その職務の遂行に耐えずに退職した者

四 通勤災害により退職した者又は死亡により退職した者

3 第 2 項の規定は、当該各号に掲げる者が、職員給与規程第 11 条第 2 項の規程により習熟給月額を減額された後で退職した者である場合は、第 5 条第 1 項の第 1 号及び第 2 号の規定を準用する。

(整理退職等の場合の退職手当)

第6条 職員就業規則第13条第六号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により勸奨を受け又はその意に反して退職した者、及び業務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の額の算出方法については前条第2項及び第3項を準用する。

2 第1項に規定する者で次に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の習熟給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

3 前2項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年内に退職した場合には、適用しない。

(満60歳前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第7条 第5条第2項(傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤災害により退職した者を除く)を除く)の規定に該当する者、又は第6条第1項の規定に該当する者のうち、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が満60歳から10年を減じた年齢以上である者に対する同項の規定の適用については、同項中「習熟給月額」とあるのは「習熟給月額及び当該習熟給

月額に満 60 歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額」とする。

- 2 前項の規定は、職員給与規程第 11 条第 2 項の規程により習熟給月額を減額された後で退職した者である場合は、適用しない。

(諭旨退職の退職手当)

第 8 条 理事長は、職員就業規則第 55 条第二号の規定により諭旨退職した場合の退職手当の額については、全部又は一部を減額した額をもって支給する。

(退職手当の端数処理)

第 9 条 この規程の規定により計算した退職手当の額（第 13 条第 3 項の場合は人数によって等分した額）に 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(勤続期間の計算)

第 10 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。）において、その者が退職の日の翌日に職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前 3 項の規定による在職期間のうち次に掲げる現実に職務を執ることを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。）

が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター人事規程（18 規程第4号。以下「人事規程」という。）第22条第1項第一号の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）

二 人事規程第22条第1項第二号の規定による休職

三 人事規程第22条第1項第三号の規定による休職

四 職員就業規則第56条第四号の規定による出勤停止

5 第1項から第3項までの規定による在職期間のうち地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター育児休業、介護休業等に関する規程（18 規程第9号。以下「職員育児介護規程」という。）第4条の規定による育児休業により現実に職務を執ることを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。）が一以上あったときは、その月数の3分の1に相当する月数を第1項から第3項の規定により計算した在職期間から除算する。

6 第1項から第3項までの規定による在職期間のうち次に掲げる現実に職務を執ることを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。）又は人事規程第22条第1項第四号の規定による休職があったときは、その月数の全期間を第1項から第3項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 職業就業規則第39条の規定による専従休職

二 人事規程第22条第1項第四号の規定による休職

三 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター配偶者同行休業に関する規程（30 産技総総第617号）第3条の規定による配偶者同行休業

- 7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病による退職又は死亡に係る部分に限る。））、第5条又は第6条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 8 前項の規定は、第6条第2項の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（退職手当の支給制限）

第11条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- 一 職員就業規則第56条第1項の規定による懲戒解雇処分を受けた者
- 二 退職した日から支給日までの間において、在職期間中の行為につき、懲戒解雇に相当する事由が発見された者

（遺族の範囲及び順位）

第12条 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は東京都パートナーシップ宣誓制度の証明若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第13条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の返納)

第14条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為につき懲戒解雇又は諭旨退職を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関し必要な事項は、理事長が決定する。

(規程の実施)

第15条 この規程の実施のための手続きその他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(勤続期間の計算の特例)

- 2 東京都職員が地方独立行政法人法第59条各項の規定により、引き続き職員となったときにおいては、その者の東京都職員としての引き続きた在職期間を含むものとする。

(給料の調整額の支給を受けた者の退職手当に係る特例)

- 3 第四条から第七条において、上記2の職員で給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の額は、第四条から第七条までの規定により計算して得た額に、下表に掲げる、退職の日の直近の時期に受けていた調整額の区分の額と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の区分の額とのいずれか多い額に、調整額を受けていた期間を第四条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

調整額の区分	額
一 (心身障害者福祉センター等)	18,400円
二 (養護施設、一般病院等)	22,900円
四 (精神病院等)	31,600円
六 (重症心身障害者・児施設等)	40,000円
七 (動物保護相談センター等)	40,300円
八(1) (食肉市場、監察医務院等)	40,300円
八(2) (廃棄物埋立管理事務所等)	36,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条関係)

勤続 年数	普通退職	定年等退職	勤続 年数	普通退職	定年等退職
1年	↑ 1.0	↑ 1.4	21年	↑ 25.9	↑ 37.1
2年	↑ 2.0	↑ 2.8	22年	165 — 27.55	↑ 39.2
3年	↑ 3.0	↑ 4.2	23年	100 — 29.2	210 — 41.3
4年	100 — 4.0	140 — 5.6	24年	↓ 30.85	↓ 43.4
5年	100 — 5.0	100 — 7.0	25年	↓ 32.5	↓ 45.5
6年	↓ 6.0	↓ 8.4	26年	↑ 34.3	↑ 47.5
7年	↓ 7.0	↓ 9.8	27年	180 — 36.1	200 — 49.5
8年	↓ 8.0	↓ 11.2	28年	100 — 37.9	100 — 51.5
9年	↓ 9.0	↓ 12.6	29年	↓ 39.7	↓ 53.5
10年	↓ 10.0	↓ 14.0	30年	↓ 41.5	↓ 55.5
11年	↑ 11.35	↑ 16.1	31年	↑ 43.15	↑ 110 — 56.6
12年	135 — 12.70	↑ 18.2	32年	165 — 44.8	↓ 100 — 57.7
13年	100 — 14.05	↑ 20.3	33年	100 — 46.45	↑ 50 — 58.2
14年	↓ 15.40	22.4	34年	↓ 48.1	↓ 100 — 58.7
15年	↓ 16.75	210 — 24.5	35年	↓ 49.75	↓ 59.2
16年	↑ 18.25	100 — 26.6	36年	50.0	59.2
17年	↑ 19.75	↓ 28.7	37年	50.0	59.2
18年	150 — 21.25	↓ 30.8	38年	50.0	59.2
19年	100 — 22.75	↓ 32.9	39年	50.0	59.2
20年	↓ 24.25	↓ 35.0	40年	50.0	59.2